

# 賛助会員規程

一般財団法人自転車産業振興協会

(目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人自転車産業振興協会（以下「本財団」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

**第2条** 賛助会員は、本財団の事業目的に賛同し、その遂行を支援するとともに、本財団の調査研究等の成果を利用する便宜を受けるものとする。

2 賛助会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員
- (2) 企業会員
- (3) 組合会員

(賛助会費)

**第3条** 賛助会費は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員： 1口 年額 5万円 1口以上
- (2) 企業会員： 1口 年額 2万円 1口以上
- (3) 組合会員： 1口 年額 2万円 1口以上

2 賛助会費は、毎事業年度を単位として、一括納入するものとする。

3 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

( 賛助会員の入会及び退会)

**第4条** 賛助会員は、本財団に入会申込書を提出し、受理されることにより、入会するものとする。

2 賛助会員は、本財団に退会届を提出することにより、退会するものとする。

(その他)

**第5条** 本規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(第1回改正 平成25年4月1日から施行する。)